

厚生労働大臣の定める掲示事項

(令和 7 年 3 月 1 日現在)

1. 入院基本料について

当院では（日勤、夜勤あわせて）入院患者 7 人に対して 1 人以上の看護職員を配置しております。

2. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制について

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7 日以内に文書によりお渡ししております。

また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制の基準をみたしております。

3. D P C 対象病院について

当院は入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせで計算する“D P C 対象病院”となっております。 ※医療機関別係数 1.5519

(基礎係数 (1.0451) + 機能評価係数 I (0.3633) + 機能評価係数 II (0.1163) + 救急補正係数 (0.0272) + 激変緩和係数 (0.0000))

4. 生活療養について

当院は食事の内容の向上並びに温度、照明及び給水等に関し適切に管理しております。

5. 入院時食事療養について

当院は入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っております。管理栄養士によって管理された食事が適時（朝食 8 時、昼食 12 時、夕食 18 時）・適温で提供されております。